特定実施計画チェックシート

　（特定環境負荷低減事業活動実施計画書　審査項目等チェックシート）

〈特定実施計画認定申請者〉

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名または名称  （団体の場合は代表者名も記入） |  |
| 住所又は所在地 |  |
| 業種 | ☐耕種　☐畜産　☐林業 |
| 国の特例措置  活用予定 | ☐有り（※）　☐無し  ※内容を記入〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 国補事業申請予定 | ☐有り（※）　☐無し  ※事業名を記入〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 県単事業申請予定 | ☐有り（※）　☐無し  ※事業名を記入〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |

〈計画認定の審査項目〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | | 計画書作成支援者 ☑ | 振興・  環境室 ☑ |
| Ⅰ　実施計画書審査項目（ガイドライン及び認定要領の運用） | | | | |
| 1 | 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。 | | ☐ | ☐ |
| 2 | 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。 | | ☐ | ☐ |
| 3 | 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。）第三の１に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。 | | ☐ | ☐ |
| 4 | 経営面積の概ね２分の１以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね２分の１以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。 | | ☐ | ☐ |
| 5 | 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。 | | ☐ | ☐ |
| 6 | 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。 | | ☐ | ☐ |
| 7 | 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。 | | ☐ | ☐ |
| 8 | 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。 | | ☐ | ☐ |
| 9 | 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。 | | ☐ | ☐ |
| 10 | 【※国の特例措置活用希望者のみ確認】  環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。以下「法」という。）第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。 | | | |
| 法第23条：農業改良資金融通法の特例 | | ☐ | ☐ |
| 法第24条：林業・木材産業改善資金助成法の特例 | | ☐ | ☐ |
| 法第25条：沿岸漁業改善資金助成法の特例 | | ☐ | ☐ |
| 法第26条：家畜排せつ物法の特例（畜産経営環境調和推進資金関係） | | ☐ | ☐ |
| 法第27条：食品等流通法の特例（食品流通改善資金関係） | | ☐ | ☐ |
| 租税特別措置法 第11条の4、第44の4：課税の特例（みどり投資促進税制関係） | | ☐ | ☐ |
| Ⅱ　特例措置の活用の有無に関わらず提出する書類　　※【　】内は対象者 | | | | |
| 1 | 環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第５号又は６号）【全員】 | | ☐ | ☐ |
| 2 | 環境負荷低減事業活動実施計画（別記様式第２号）【全員】 | | ☐ | ☐ |
| 〈別記様式第２号添付資料〉  　①土壌診断結果【土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む者】  　②栽培歴【土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む者のうち、JA等で定める栽培歴に沿った取組を行う場合】  　③行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類【関連措置実施者が行政庁の許認可等を必要とする事業を行う場合】 | | ☐  ☐  ☐ | ☐  ☐  ☐ |
| Ⅲ　国の特例措置を活用する者が提出する書類　　※【　】内は対象者又は特例の内容 | | | | |
| 1 | 特例措置の活用に関する事項（別表１）【全員】 | | ☐ | ☐ |
| 2 | 環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項（別表２）  【日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定、投資促進税制】 | | ☐ | ☐ |
| 〈別表２の添付資料〉  　①県で定める貸付資格認定申請書【林業・木材産業改善資金】  　②整備を図る設備等の所在（予定所在地）が分かる図面等の資料  　　【畜産経営環境調和推進資金】 | | ☐  ☐ | ☐  ☐ |
| 3 | 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項（別表３）  【施設を整備する者、農地法の特例措置を活用する者】 | | ☐ | ☐ |
| 4 | 農業改良措置に関する事項（別表４）【農業改良資金】 | | ☐ | ☐ |
| 5 | 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項（別表５-１）  【畜産経営環境調和推進資金のうち、処理高度化施設整備の場合】 | | ☐ | ☐ |
| 〈別表５－１の添付資料〉  　参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料 | | ☐ | ☐ |
| 6 | 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項（別表５-２）  　【畜産経営環境調和推進資金のうち、共同利用施設整備の場合】 | | ☐ | ☐ |
| 7 | 食品等流通合理化事業に関する事項（別表６）【食品流通改善資金】 | | ☐ | ☐ |
| 〈別表６の添付資料〉  　直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書  　（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類） | | ☐ | ☐ |
| 8 | 食品等流通合理化事業に関する事項（別表６-１）  【食品流通改善資金のうち、食品等生産製造提携型施設】 | | ☐ | ☐ |
| 〈別表６-１の添付資料〉  　安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等） | | ☐ | ☐ |
| 9 | 食品等流通合理化事業に関する事項（別表６-２）  　【食品流通改善資金のうち、食品等生産販売提携型施設】 | | ☐ | ☐ |
| 〈別表６-２の添付資料〉  　安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等） | | ☐ | ☐ |
| 10 | 食品等流通合理化事業に関する事項（別表６-３）  　【食品流通改善資金のうち、卸売市場近代化施設、卸売市場機能高度化型施設】 | | ☐ | ☐ |
| 11 | 農地法第４条第１項の特例措置の申請（別表７－１）  【農地法の特例のうち、農地を農地以外のものにする場合】 | | ☐ | ☐ |
| 12 | 農地法第５条第１項の特例措置の申請（別表７－２）  【農地法の特例のうち、農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合】 | | ☐ | ☐ |
| 13 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請（別表８）  【補助金等交付財産の目的外使用をする場合】 | | ☐ | ☐ |
| 振興・環境室記入欄 | | | | |
| （認定要件を満たさない場合、理由を記載） | | | | |
| 特記事項（留意事項等があれば記載する） | | | | |
| （計画書作成支援者） | | （振興・環境室） | | |

〈確認者〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所属 | 職名 | 氏名 | 確認年月日 |
| 計画書作成支援者 |  |  |  |  |
| 振興・環境室 |  |  |  |  |

　※計画書作成支援者　（耕種）普及センター、（畜産）畜産振興課、（林業）林業振興課